

標 題：

ばら積貨物船の製造中登録検査及び
定期的検査の追加要件

NK テクニカル インフォメーション

No.103

平成4年3月6日

関係船主・造船所各位

拝啓、貴社ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

近年、高齢大型ばら積貨物船等の大型船の重大損傷が多発したことは御承知のことかと存じます。これら一連の事故は、船級協会を含む関係業界にとって重大な関心事となり、本会でも事故原因の調査及びその対策を計ることを目的に、昨年8月に主要海運会社及び大手造船所の御協力のもとに「高齢大型ばら積貨物船調査会」を発足させ、この度調査報告書を取りまとめました。

弊会では同調査報告書にもとづき、鋼船規則の改正作業に着手しておりますが、この事故に対しては早急な対策が必要と考えましたので、鋼船規則が改正されるまでの間、新造及び就航中のばら積貨物船に対して下記の対策をとることと致しました。

[I] 新造船の設計における追加要件

1. 倉内肋骨のウェブ及びブラケットの最小厚さ

貨物倉内のウェブ及び上下端のブラケットの厚さは、船の長さに応じ次の値未満としてはならない。

船の長さ	100m未満	100m 以上, 150m 未満	150m 以上, 200m 未満	200m 以上
板 厚	10mm	11mm	12mm	13mm

2. 塗装

下記の部材に対し、タールエポキシ系塗料、変性エポキシ塗料又はこれらと同等以上の防食効果のある塗料により塗装する。

(1) 上下端のブラケットを含む倉内肋骨

(2) (1)の範囲内の船側外板、トップサイドタンク斜板及びビルジホッパータンク斜板

3. すみ肉溶接の脚長

倉内肋骨のウェブ及び上下端のブラケットと、船側外板、トップサイドタンク斜板及びビルジホッパータンク斜板とのすみ肉溶接の脚長の種類は、鋼船規則C編表C 1.6の規定にかかわらず、F 1とする。

4. 点検設備

日本籍船にあっては検査要領C 1.1.10-4(7) 及び -5(6)により点検設備を設けなければならない。ただし、長さが200m以上の船にあっては、検査要領C 1.1.10-5(6)の塗装した貨物倉についてのただし書きによる参酌をすることは出来ない。

上記の追加要件は、平成4年4月1日以降に製造中登録検査の申込があったばら積貨物船に適用されます。これら新造船の設計における追加要件についてのお問い合わせは最寄りの弊社支部・事務所又は本部船体部へお願い致します。

〔II〕 就航船の定期的検査における追加要件

ばら積貨物船の定期的検査では、規則及び検査要領B編の要件に加えて、下記の要件にも従って検査を行い、良好な状態にあることを確認する。

1. 定期検査

全ての貨物倉の倉内肋骨及びその端部肘板の現状を把握するに足る程度の精密検査（手が届く範囲内に接近しての詳細な検査）を行う。

また全ての貨物倉の倉内肋骨及びその端部肘板の全体衰耗及び局部衰耗の限度を把握するに足る程度の板厚計測を行う。更に倉内横隔壁の衰耗限度を把握するための板厚計測を行うこと。但し、精密検査の結果、構造部材に衰耗が見られず防食塗膜が有効に残っていると検査員が認めた場合は板厚計測を省略して差し支えない。

2. 中間検査（日本籍船にあっては第一種中間検査）

船齢5年を超える場合、全ての貨物倉の内部検査を行う。更に1番貨物倉及びそれ以外の任意の1個の貨物倉の倉内肋骨及びその端部肘板の現状を把握するに足る程度の精密検査を行い、同時にこれらの部材の全体衰耗及び局部衰耗を把握するための板厚計測を行う。前記の精密検査の結果、修理の必要が生じた場合には前記の2個以外の代表的な貨物倉についても精密検査を行う。

但し、精密検査の結果、構造部材に衰耗が見られず防食塗膜が有効に残っていると検査員が認めた場合は板厚計測を省略して差し支えない。

3. 年次検査（日本籍船にあっては第二種中間検査）

(1) 船齢が10年を超える場合、前方部及び後方部各1個の代表的な貨物倉について内部検査を行う。その結果修理の必要が生じた場合は、全ての貨物倉の内部検査を含め検査の範囲を拡げる。

(2) 船齢が15年を超える場合、全ての貨物倉の内部検査を行う。更に、前方部の貨物倉1個の倉内肋骨下部及び下端肘板の現状を把握するに足る程度の精密検査を行う。

その結果、修理の必要が生じた場合は、全ての貨物倉の精密検査を含め検査の範囲を拡げる。

4. 板厚計測

倉内肋骨及びその端部肘板の板厚計測を行う場合には、外板、ビルジホッパータンクまたはトップサイドタンクとの溶接部より30mm以内の場所を計測すること。検査員が必要と認めた場合にはこれ以外の場所についても計測を行うものとする。

上記の追加要件は平成4年4月1日以降検査に着手するばら積貨物船に適用されます。追加要件により検査の種類や船齢に応じて倉内肋骨や上下端肘板の精密検査や板厚計測が要求されますので、これらの検査や板厚計測が安全に行われるよう適当な点検設備や足場の御配慮をお願い致します。

尚、就航船の定期的検査の追加要件についてのお問い合わせは、最寄りの弊社支部・事務所又は本部検査技術部へお願い致します。

上記の追加要件はひとえに重大海難事故の再発をふせぐためのものであることを御理解戴き、皆様の御協力をお願いする次第でございます。

敬具